

(案)

環境審議会答申第 号

令和 3 年 6 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

兵庫県環境審議会会長 鈴 木 胖

特定物質排出抑制計画・報告制度の見直しについて（答申）

令和 3 年 3 月 12 日付け諮問第 140 号で諮問のありました標記のことについて、審議した結果を別添のとおり答申します。

特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度について

兵庫県では、特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度として、エネルギー使用量（燃料、熱、電気の原油換算量。以下同じ。）が年間 1,500kL 以上の事業所並びにエネルギー使用量が年間 500kL 以上 1,500kL 未満であって大気汚染防止法のばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ばい煙発生施設」という。）を設置している事業所等に対し、「環境の保全と創造に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けている。

また、エネルギー使用量が年間 1,500kL 以上の事業所に対しては、同計画及び報告の内容を事業者毎に公表しているところである。

一方、ばい煙発生施設を設置している事業所であって、条例規模未満の事業者に対しては、「中小規模の事業者に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、計画の作成・提出及び措置結果の報告を指導している。

令和 3 年 3 月の改定で強化した兵庫県地球温暖化防止推進計画の目標を達成するためには、特定物質排出量の約 7 割を占める産業部門・業務部門について、着実かつ効果的な削減対策の推進を図らなければならないことから、下記のとおり同制度を見直す必要がある。

記

- 1 エネルギー使用量が年間 500kL 未満であってばい煙発生施設を設置している事業所については、条例対象に追加することとし、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けるべきである。
- 2 情報開示を強化し、取組の一層の推進を図る必要がある。
 - (1) エネルギー使用量が年間 500kL 以上 1,500kL 未満であってばい煙発生施設を設置している事業所については、特定物質排出抑制計画・措置結果報告の内容を事業者毎に公表すべきである。
 - (2) エネルギー使用量が年間 1,500kL 以上を超える事業所については、事業所毎に措置結果報告の内容を公表すべきである。